

## 審議会等の会議結果報告

|            |  |
|------------|--|
| 1. 会議名     | 第5回 松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会   |
| 2. 開催日時    | 令和5年10月25日(水) 午後1時30分～午後3時30分  |
| 3. 開催場所    | 松阪市殿町1563番地 松阪市福祉会館 大会議室   |
| 4. 出席者氏名   | (委員) ◎志田幸雄、○中村文彦、長友薫輝、渡邊幸香、大田哲、福本詩子、服部八恵子、村林ゆとり、久米徹、谷香代子、横山孝子、青木浩乃、三浦洋子、三宅明、野呂英子、宇城知世子、松田弘(◎会長 ○副会長)<br>(事務局) 廣本知律、松田武己、藤牧郁子、三宅泉穂、大田政雄、刀根真紀、大川忍、前川肇子、世古章子、北川信助、池田朱美、上村俊夫 |
| 5. 公開及び非公開 | 公開   |
| 6. 傍聴者数    | 0人   |
| 7. 担当      | 松阪市健康福祉部 介護保険課 担当：池田、上村<br>TEL 0598-53-4058<br>FAX 0598-26-4035<br>e-mail kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp  |

### 協議事項

1. 開会
2. 協議事項

(1) 松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

- 計画の基本理念と基本的な考え
- 施策・事業の展開

議事録  
別紙

## 第5回 松阪市 高齢者保健福祉計画等策定委員会 会議録

日時：令和5年10月25日（水）  
午後1時30分～3時30分  
場所：松阪市福社会館  
大会議室

### 1. 開会

事務局：皆さんこんにちは。本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。ただいまから、第5回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。今回におきましても、ウェブとの併用で会議を開催させていただきます。ウェブ参加予定の〇〇委員につきましては、遅れての接続ということで伺っております。そして、1名委員さんがみえておりませんが、おいおい到着されることと思います。現在のところ、委員会は委員19名中17名のご出席をいただいておりますことから、松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会規則第6条第2項に規定する定足数を満たしていることをご報告いたします。また、同規則第7条により、委員会の会議が公開となっておりますが、今のところ、傍聴希望者の方はございません。

そして1点、皆様にお詫びがございます。本日の会議資料につきまして、皆様へのお届けが大変遅くなってしまいました。本当に申し訳ございませんでした。この場をお借りいたしまして、お詫びを申し上げます。

それでは、ここからの議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長：皆さんご苦労様です。前回がちょうど1か月前だったと思うのですが、かなり暑かったような気がするのですけれども、秋晴れで、かなり朝夕は涼しくなりました。インフルエンザもかなり流行ってきまして、コロナなのかインフルエンザなのか、両方の検査をしょっちゅうやっている、そのような状態になってまいりました。ワクチンを今やっておりますので、必要な方は是非早めにされることをお勧めいたします。

それでは、規則に基づき、議事の進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

今日は比較的、この前と続いたところが多いです。その次の会は、後ほどまた申し上げますけれども、今後はいろいろ介護保険のサービスの内容とか、あるいは、介護保険料とか、そういった難しい、細かいところになると思います。

今日は、前回に続きまして、計画の基本理念、基本的な考え方、そして施策事業

の展開というところの皆様のご意見をいただくということと、それから前回、たくさんのご意見をいただきました。その結果を、事務局の方で、本当に苦労して、いろいろな方にも聞いていただきながらまとめていただいたものを作りました。これについても丁寧に説明していただける予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、配布資料の確認をお願いいたします。

事務局：それでは、皆様のお宅にお邪魔させていただいたりしまして、封筒に入れて資料の方お配りさせていただきました。まず、資料1ということで、第4章「計画の基本的な考え方」、ホッチキス止めしたものになります。次に、資料2、第5章「施策・事業の展開」ということで、こちらもホッチキス止めで、枚数が多いものになります。資料3、「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の今後の開催予定」という1枚ものの紙、こちらを封筒に入れてお配りさせていただきました。

それから今日机の上に置かせていただいておりますのが、当日資料1ということで、「地域の自殺の基礎資料」というものを置かせていただいております。それと合わせまして、「広報まつさか」10月号のコピーを入れさせていただきました。前回の会議でもご案内させていただきましたが、会長、副会長にいろいろインタビューを受けていただきまして、そちらがようやく10月に載ったということで、皆様広報の方、カラーで見ていただいたと思うのですが、もう1度コピーを今回お出ししました。資料は以上となります。

## 2. 第4回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の質問事項について

会長：それでは、議事に入りますけれども、まずその前に、前回の松阪市高齢者保健福祉計画策定委員会の時の、委員の皆様からの質問事項について、事務局の方でまとめていただきましたので、ご報告をお願いいたします。

事務局：関係各課からいろいろ回答をいただきましたので、そちらについて回答させていただきます。座らせていただきます。失礼します。

まず、委員からのご意見・ご質問ということでいただきました。まず1点目は、「何が安全で、何が安心なのかを具体的に出してほしい。個別避難計画を松阪市では作っていない。施設にはBCPの策定が義務化されるが、個人にはない。住民協議会に一人暮らしの人の名簿をもらっているが、市はそれをどう理解しているのか。また、『平時から災害に備えた避難訓練等の実施、自主的な防災活動を支援、促進します』とあるが、地域には何も出てこない。地域の防災部会などに上がってくるようにしてほしい。各活動のアクションを続けてもらうために、行政として何ができるのか。」というご質問等をいただきました。

そちらにつきまして、関係各課からの回答といたしましては、「個別避難計画とは、高齢者や障害のある人等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。個々によって避難支援が異なるため、作成にあたっては、松阪市(行政)だけではなく、避難行動要支援者本人、避難行動要支援者本人をよく知る関係者及び地域のご協力が必要となります。現在、松阪市に少しずつではありますが、様々な方々のお力により、作成されています。松阪市は、避難行動要支援者への支援対策として、災害対策基本法で義務付けられている『避難行動要支援者名簿』を作成し、同意が得られた要支援者については地域と共有し、支援について検討する取り組みを進めています。年1回名簿を更新しており、更新された名簿とともに、地域が『避難行動要支援者名簿』を活用するにあたっての流れや活用方法をまとめた『避難行動要支援者名簿活用の手引き』をお渡ししております。市民の方の防災意識高揚・防災活動の促進を図るため、防災対策課は地域へ出向き、出前講座や防災訓練の支援を行っています。令和4年度実績として出前講座等を98回実施しています。」という回答でした。

委員：今読んでもらっているのですけれども、その資料は手元にあるのですか。

事務局：それはないです。こちらで回答だけさせていただいています。

次の質問ですが、「田舎だと支援者もいないし、家と家の距離もあるので気づいてもらえない心配がある。病気の際は電話もできないかもしれないし。民生委員さんが見に来てくれるときは元気だが、夜中に病気になるかもしれない。定期的に見回ってくれるものはあるのか。」というご質問をいただきました。

こちらに関しましては、「民生委員は、基本的に緊急時の対応役ではなく、高齢者のみの世帯を定期的に訪問する場合にもその頻度は月に1度を目安としています。また、市民等からの同様の問合せの際には、高齢者支援課所管の緊急通報装置や、セコムなど民間事業者のいわゆる見守りサービスの利用の検討をご案内しています。」という回答でした。

次に、「公共移送について前回計画時も話したが、移動手段が無い人が自己実現できるようにしてほしい。」というご意見に対しましては、「公共交通での移動につきましては、民間事業者が提供する鉄道、路線バス、タクシーでお願いしています。それらを補完する公共交通として、松阪市では住民協議会単位で地域の協力や負担をいただきながらコミュニティ交通を導入することで支援を行っています。」という回答です。

次に、「公民館趣味サークルとなっているが、今はコミュニティセンターではないか。民生委員の年齢要件が変わる、訪問対象者の要件が変わることを、住協の研修会などで伝えて欲しい。」というご意見をいただいております。

こちらに関しましては、「公民館趣味サークルについて、コミュニティセンター化した館もありますので、記載を『各公民館趣味サークル』から「各公民館及びコミュニティセンター趣味サークル」と修正します。毎年、松阪市民生委員児童委員協議会連合会では、各民生委員児童委員が担当する地域の在宅高齢者の実態を把握し、今後の民生委員活動及び高齢者福祉対策の推進に必要な基礎資料や緊急時に対応できる体制を構築することを目的に高齢者実態調査を実施しております。今まで、ひとり暮らし・寝たきりの方の調査対象年齢を65歳以上としておりましたが、民生委員児童委員の調査での現状や、健康寿命が約80歳近くであることから、今年度より対象年齢を70歳以上に引き上げさせていただきました。ご意見をいただき、民生委員・児童委員と地域の連携もありますが、改めて地域に知っていただく必要があり、各住民自治協議会へご案内をさせていただきました。」という回答です。

次のご質問が「チームオレンジの普及をどのようにやっているのか。」です。「まずは、今まで安心見守り隊として活動してくださった市民の皆様へ、地域包括支援センターの協力を得て事業説明とチームオレンジへの意向調査をし、皆様の意向を聞かせていただきました。各地域包括支援センターで開催している認知症サポーターフォローアップ講座でも普及啓発を実施していただいています。広く市民の皆様への説明は、令和5年9月30日に認知症フォーラムを開催し、普及啓発を行いました。」という回答です。

次に、「『フレイル』という言葉をもっと分かりやすく説明して欲しい。」というこちらに関しましては、副会長に前回言っていただいたのが一番わかりやすかったと思うのですが、再度回答をいただいています。

「フレイルとは『虚弱』な状態を指します。年齢とともに、または病気によって全身の機能が低下し、介護が必要になりやすい状態のことです。フレイルには社会的問題(閉じこもり・独居等)、精神・心理的問題(認知機能の低下・気持ちの落ち込み等)、身体的問題(筋力の低下・目や耳の衰え等)が影響しています。しかし、適切に介入・支援し、介護予防活動に継続的に取り組むことで健康な状態に戻れる状態ともいえます。」このような回答をいただきました。

次に、「福祉避難所に関して、『協定を結んだだけで何をしたらいいかわからない』という施設もある。もっと活用をしてほしい。」ということで、こちらにつきましては、「松阪市介護サービス事業者等連絡協議会とも連携し、避難所の協定に関してご理解を深めていただくよう務めます。」という回答になります。

次に、「『オーラルフレイル』に関しても口腔ケアだけの教室では人も集まらないので、周知できる機会を与えて欲しい。」というご意見です。

「オーラルフレイルとは『口のフレイル』という意味であり、歯や口の機能が衰えた状態のことを指します。加齢とともに、滑舌低下、食べこぼし、わずかのむ

せ、かめない食品が増えるなどがみられます。フレイル予防には、栄養、口腔、運動、社会参加と様々な取り組みが必要であり、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業でも、すべての内容を網羅できるように計画実施しています。今後、出前講座や住民自治協議会、地区市民センター等で実施する講座にて、歯周病予防や検診の受け方、歯と口腔を含む健康に関する講話の実施など、さまざまな機会を捉え連携し、総合的にフレイル予防に取り組むたいと考えています。市のホームページやケーブルテレビ等で情報の提供も行っています。」という回答です。

委員：すみません、先ほどからずっと読んでいただいているのですけれども、何の資料もないので、せっかく言っただいても何も頭に入ってきません。次の話がどんどん展開していくので、メモも取れない状態です。

事務局：今資料を用意するようにしましたので、ちょっと今のところだけ、聞いておいていただけますか。大変申し訳ないです。

委員：質問してお答えもいただいて、私達も所属の名前もたくさん出てきているのですけれども、それをきちんとした形で持っておきたいです。

事務局：実は、今日までにきちんとした準備ができていなかったもので、こういう状態だったのですけれども、今は全部できておりますので、ちょっと後になって申し訳ないので、今配らせていただくとお思います。もうしばらくお待ちください。申し訳ありません。よろしくお願いします。

事務局：次に、「担い手養成研修を受けたが、『1日1時間』とか『1人で行う』など活動の制限がある。この活動がもっと伸びていくといいと感じる。受講しても実際に支援に入ることをためらう人もいる。」というご意見でした。

こちらに関しましては、「住民主体型で高齢者の生活を支えていくためには、担い手は必要不可欠です。現在のサービスが高齢者や担い手にとって使いやすいサービスとは言い難いので、サービスを提供する側も受ける側も使いやすいサービスになるよう事業を見直したいと考えています。」という回答です。

次に、「企業との連携の中で、松阪ケーブルテレビ以外の企業への具体的な周知普及活動とは。」というご意見に関しましては、「平成26年7月から令和5年8月現在16社と『高齢者にやさしいまちづくりに関する協定』を締結しました。協定締結の報道が周知・普及の機会となり、その後、企業からの問い合わせをいただくことが多いと感じます。協定に関して興味のある企業については、協定が結べるように実績の説明と、締結に向けて行政からの実施希望事業について折衝を実施して

います。」という回答です。

次に、「長寿者祝事業で長寿祝いはがきが送られてきたが、シルバーハラスメントだ。年寄りへの給付より、子ども(子育て)へ支援をしてほしい。」です。

こちらの意見に関しましては、「この事業は、老人福祉法第5条に基づき、永年、社会の発展に寄与されてきた高齢者に敬意を表し長寿をお祝いするために実施しています。この事業を実施することで、高齢者を敬愛する思想を広く市民に啓発することができました。」という回答です。

次に、「高齢者の虐待防止について、防止という表現より予防に修正した方が良い。虐待の根絶は困難だから、防止することはできないという考え。」をいただきました。こちらは、「高齢者虐待防止法という法律に基づいての事業の展開のため、委員のご意見の主旨は理解できますが、表記上はこの法律に統一させていただいています。参考として、予防と防止の使い分け方についてです。予防とは、前もって手段を講じ、好ましくない事態を防ぐことを意味します。気をつけることや、用心することのニュアンスがあり、この言葉は、『病気の予防』『感染症予防』『予防接種』など特に医療分野でよく使われています。一方、防止とは、好ましくない事態が起きないように、あるいは事がひろがらないように、防ぎ止めることを意味します。『非行防止』『汚染防止』『再発防止』のように、社会的または組織的な問題に対して使われることが多い言葉です。」という回答です。

4ページになりますが、「いきいきサポーターをしているが、『まつさか元気アップリーダー』の登録はハードルが高いと感じる人が多い。自分のためにしたい人もいるので、ハードルが下がるといいと思う。行きたいときに、近場で行ける活動の場があればいいのと思う。」というご意見に対しては、「元気アップリーダーは地域の介護予防の自主グループや集いの場のリーダーを担っていただく事を目的に養成させていただいていますが、単独でリーダーをしていただくのは負担が大きいため、介護予防を目指し、みんなで役割分担をしながらグループで活動をしていただけるよう説明をしています。個人に負担が大きくなるよう、また、継続した活動ができるよう、新たなリーダー育成にも力を入れています。歩いていける身近な場に集いの場があるのが理想で、市の目指すところでもあります。地域で活動している住民グループ『地域のお宝』を生活支援コーディネーターが把握することで、活動支援につなげ、地域の高齢者にPRできればと考えています。」という回答です。

次に「アンケートでは包括支援センターを知らない人が1/3もいる。広報を必要としない人、地域活動に参加しない人も多い。情報をとらえるのも難しいので、地域のボランティアを募って、包括に繋げるシステムがあればいいのと思う。」ですが、こちらの回答としては、「地域包括支援センターは総合相談窓口という重要な役割を担っていただいているため、周知を図っていきたいと思います。高齢者の

ニーズやちょっとした困り事などの情報を地域包括支援センターに繋げていただけるのが、「仕組み」という枠組みでは地域の担い手になると考えるため、生活支援サーピスの充実とともに担い手を養成し、地域で活躍していただきたいと考えます。」という回答になります。

次に一番下ですが、「確保についての施策だが、訪問・通所・ショートなど人材不足なので、もっと踏み込んだ内容にしてほしい。」というご意見をいただきました。こちらは、「人材不足は介護業界だけにとどまらない問題であり、松阪市としては報酬改定の動向を見極めながら、介護事業所等の負担削減や情報提供などに努めます。」という回答です。

次のページをお願いします。「福祉有償運送の実績を教えてください。」というご意見に対しては、「令和3年度末が登録会員数399人で、利用者数が12,942人、令和4年度末が登録会員数361人で、利用者数が11,227人。」となります。

では最後になります。「介護ヘルパーの人が草取りをしている現状がある。プロにはプロがすべき仕事があり、需要と供給のバランスを考えると、草取りなどは地域のボランティアがしてほしい。シルバー人材センターの活用はどうか。」ということです。こちらは、「訪問介護士が草取りをするという事は、介護保険の対象外である。高齢者支援課が実施している高齢者在宅福祉サービスは、シルバー人材センター等に委託しており、高齢者在宅生活支援で要件が合う方には実施している。ご意見のとおり、このようなちょっとした困り事などは、地域の担い手に担っていただけるような仕組みを構築したい。」とのことです。

各課からの回答になります。以上です。

会長：ありがとうございました。質問がすごく多かったので、まとめていただいて、丁寧に、それぞれの課に聞いていただいたということだと思います。普段の会議ですと、事務局の方が質問に対してその場で答えるという形式が普通なのでこんなにたくさん出ないのですけれども、今回は、答えられない・答えにくいところもあったので、各課のご意見も聞いていただいて、それを報告という形にさせていただいたということです。そのようにご了解いただきたいと思います。これは報告のみですが、何かこの報告の内容について、少し言いたい事があるとか、これは自分としては委員として納得できないとか、何かまた参考になるようなことがあれば、お時間もありますので、2、3お聞きしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

委員：私が言いました虐待についてなのですけれども、虐待というのは、DNAからきている現象です。戦争と同じです。人間が本来持っているDNAの発現が、虐待というものを招いていきます。ですから、DNAがオンにならないように、普段から心

掛けていかないといけません。そのことを私は言っています。怒ったからどうするとかはできません。怒らないように、虐待とか戦争とかいうのは、前もって防止しなければ、怒ってからも憎しみとかいろいろなものはわたってきますから、その前に、止めなければならないと思います。私は、これはDNA由来の、人間が本来持っている、悪い面です。しかし、全部が全部出るわけではありません。何かの拍子でぱっと出たら、次は止まらないです。このことを言っているのです。ご理解いただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。委員の言われることは、よくわかります。なかなか回答というか、表現するのは難しいと思いますので、その辺はご了承ください。ありがとうございます。

他の委員はよろしいですか。委員いかがでしょうか。ご質問内容等についての回答としては、何かコメントがあれば教えてください。

委員：交通施策のことについては、たまたま昨日別件の会議で、飯高地区をモデル事業として商工政策課の方で3年間取り組んでいただいた結果、来年度から新しい山間部の交通施策ということで取り組みますということで、報告を聞かせていただきましたので、ここの高齢者保健福祉計画策定委員会の中で、本当に交通施策のことについて今回やっていくべきではないかというご意見の中で、実際にモデル事業として動いていただいた結果が、3年間のモデル事業を通じて来年から高齢者の移送や生活の手段として活用していただけるということを聞かせていただきましたので、本当にありがとうございます。

会長：ありがとうございます。今の問題は、松阪市の総合政策の委員会とか、いろいろなところで取り組んでおりますので、なかなか難しい問題ではあるのですが、このような、新しい委員会の中での情報をありがとうございます。

では、皆さんよろしいですか。これを、質問の回答という風にさせていただきたいと思います。

### 3. 議事

#### (1) 松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

##### ●計画の基本理念と基本的な考え（資料1）

会長：それでは、議事に入らせていただきます。議事は、今日は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定についての計画の基本理念と基本的な考え方ということで、一番元ですね、それと、施策・事業の展開ということについて、議論したいと

思います。まず、計画の基本理念と基本的な考え方について、説明をよろしくお願  
いします。

事務局：高齢者支援課です。第4章、基本的な考え方についてご説明をさせていただきますが、冒頭に第4章の1ページをご覧いただきたいのですが、大きく見出しで「計画の基本的な考え方」とあります。その下の方に、【基本理念】とありまして、吹き出しのところに、「竹上市長は、【元気な松阪市】を公約に挙げているため、【元気に】を追加してはどうでしょうか？」という見出しの部分があります。実はこの部分につきましては、基本理念を考えていく際の事務局側の検討材料のメモが、そのままこの吹き出しになって表現されてしまっておりまして、本来削るべきだったのですが、印刷されてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。そのことを冒頭に申し上げます。

続いて、説明は、世古に変わらせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局：高齢者支援課のと言います。よろしくお願ひします。座って説明をさせていただきます。

そうしましたら、本計画の基本理念と基本的な考え方をご説明させていただきます。資料1の1ページをご覧ください。

第4章、計画の基本的な考え方です。本市の将来像は「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」を掲げ、市民の皆さまも含め本市に様々な形で縁のある方々全てが「大好き松阪市」と感じられるまちを目指しています。この将来像の実現に向けて、高齢者福祉分野では、地域包括支援センターを中核とした、医療・介護・予防・福祉・住まい・生活支援等の様々な取り組みを実施します。本計画の基本理念については、これまでの高齢者福祉の取り組みとの連続性、整合性から第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の理念「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまち」を引き継ぐものとしますが、元気に、を追加し、「高齢者がいつまでも安心して元気に地域で暮らし続けることができるまち」にしてはどうかと考えていますので、この後ご意見をいただければという風に考えております。

2ページ目をご覧ください。ここに挙げました、地域包括ケアシステムのイメージ図なのですがすけれども、こちらは、厚生労働省が示しているものになります。住まいが中心にありまして、病気になったら医療にかかり、元気になったら住まいに帰ってくると、介護も同じ形で、介護が必要になったら在宅にしながら介護サービスを受ける、いつまでも元気に暮らすために生活支援・介護予防という風な形になっております。この図を基本といたしまして、松阪市の取り組みを取り入れたもので、松阪市の独自性をもう少し追加したものを作成させていただけたらと考えてお

ります。

3 ページです。先ほど申し上げました、基本理念を実現するためには、地域包括ケアシステムを推進していくことが必要です。また、複雑化・複合化した住民の生活課題については、高齢・障がい・子ども・生活困窮者等の分野を超えた連携を図り、重層的な支援を実施していきます。また、「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し、支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

4 ページになりますが、地域包括ケアシステムを推進する仕組みとして、地域包括ケア推進会議を核に、関係団体や会議体において検討していきます。

5 ページになります。3 の横断的施策の推進です。本計画基本理念の取組にあたり、地域包括支援センターを中核とした取り組みが必須ということは、先ほども申し上げさせていただきました。近年、複雑化・複合化する高齢者の相談ニーズに対応するため、関係機関との連携を深めるなど総合窓口としての地域包括支援センターの機能を強化していきます。また、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターを配置して、アウトリーチ型支援(現場に向く支援)を実施するとともに地域課題を把握し、関係機関と情報共有を図るなど連携を強化します。さらには、高齢・障がい・子ども・生活困窮者等の分野を超えた課題に対しては、連携を図り、重層的な支援を実施していきます。①地域包括支援センターと各種相談機関、少子高齢化、核家族化等により高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が急増し、かつ複雑化・複合化したニーズや複合的な課題が顕在化していることから、関係する相談機関等と分野を超えた連携を深め、高齢者福祉のワンストップサービスの拠点を目指すとともに、本人・世帯の属性を問わない重層的支援体制の整備を進める中で、「福祉まると相談室」には地域包括支援センター職員を配置するなど、さらなる連携を進めるとともに切れ目のない支援の充実を図ります。

6 ページに示しました図が、地域包括支援センターと相談機関のネットワークの図になります。また、②地域包括支援センターと松阪市の連絡会議による情報交換と情報共有、③地域包括支援センター機能強化のための国の評価指標と自己点検表を用いた業務評価を行い、地域包括支援センター運営協議会からの助言指導により、機能を強化していきます。

7 ページからは、前のご説明させていただきました、基本的施策になります。

(1) 予防の部分では、高齢者の健康の保持増進・機能向上など適切な支援体制とともに、介護予防やフレイル予防の取り組みを推進します。フレイルという言葉がわかりにくいとのご意見があったため、フレイルの説明をこちらの方にも記載させていただいております。(2) 生活支援では、令和4年7月から、地域・行政・専門職等が連携して、地域で支えあう体制を作っていくため市内に開設した「福祉ま

るごと相談室」などと連携を図るなど、重層的・包括的な支援体制を推進します。

(3) 認知症では、認知症施策の充実に向けた取り組みを強化するため、認知症サポーター養成講座や認知症本人や家族も含めた「チームオレンジ」の活動を進めます。

8ページに移ります。(4) 権利擁護では、令和5年4月から中核機関を備えた松阪市成年後見センターにおいて、多様な専門職による地域連携ネットワークを構築し、協同する仕組みづくりを推進します。また、松阪市版エンディングノート「もめんノート」の活用を促進して、個人の意向を尊重した意思決定を支援します。(5) 医療では、医療と介護・福祉の連携を推進し、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう取り組みを強化します。(6) 住まいでは、高齢者が自身のニーズやライフスタイルに多様な住まい方が選択できるよう支援します。また、高齢者の安全と安心を確保するための対策として、災害や感染症への備えを充実させるとともに、救急医療情報キットの周知と啓発を行い、緊急時に迅速な対応ができるよう取り組みます。(7) 介護では、適切な介護サービスを提供し、介護給付の適正化を図るとともに、本人や家族介護者への適切な支援を提供し、介護人材の育成と介護現場の効率化に取り組むことで、高齢者のニーズに適した総合的な介護体制を整え、安心して充実した生活を送れる環境を構築します。

最後、9ページになります。こちらの施策体系の方は、前回は示させていただいた通りになります。基本的施策5《医療》のところになりますが、こちらの部分では、福祉を記載し、「在宅医療と介護・福祉の連携」とさせていただきました。その右隣の、〔施策・事業〕でも、福祉を記載し、(1) 医療・介護・福祉の連携推進とさせていただいております。今後、また図などがこの中に追加されてくるかと思うのですが、松阪市の特色が出せるよう、追加修正を随時させていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

会長：計画、基本的な考え方について、事務局に説明していただきました。今説明の中にもありましたように、現在進行中の第9次高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画と書いてありますけれども、これが今、来年度3月まで進行中なのですが、これを引き継ぐものとして、先ほどのご説明で言えば、それに新しい、「福祉まるごと相談室」であったり「医療・福祉・介護の連携」であったり松阪市らしい特色を取り入れながらバージョンアップを図っているという、そういう考え方だと思います。それでは、皆様のご質問・ご意見等ございましたら、この計画の基本的な考え方についてご意見いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。委員、お願いします。

委員：フレイル、入れていただきましてありがとうございます。それと、5ページの、先ほど会長もおっしゃいました、福祉まるごと相談室、今広報等々にも載っておりますので、結構質問を受けるのですけれども、これは、尋ねられた場合、概ね中学校の校区に1つというような答え方でよいでしょうか。

事務局：ご質問ありがとうございます。箇所につきましては、先ほど言っていたように、概ね中学校区に1つということを用意しております。若干の動きはありますけれども、そういうイメージを持っていただければと思います。

委員：ありがとうございます。

会長：なかなかこれから福祉まるごと相談室を作っていく、増やしていくというのも、少し時間がかかると思います。私が初め立ち上げにも関わりました、地域包括支援センター、今松阪は5つですけれども、これも基本的には中学校区に1つということで初め話があったのですけれども、実際この三重県内でも、中学校区に1つというところはないし、ただこれも難しい問題があると思います。しかし、福祉まるごと相談室というのは、これからもっと増やしていくという考え方で利用しているかとは思いますが。

他にどうでしょうか。委員どうぞ。

委員：行政文書だからだと思うのですけれども、誰を相手に考え方を伝えていこうかなという点、相手を誰に焦点をしぼっておられるのでしょうか、それが肝心のところ抜けているように思います。自分たちの同僚内であるとか、また他の市町村の方々と意思疎通するにはこれでよいと思うのですけれども、相手を考えて、文書を作っていくってほしいです。理解できないところが所々出てきます。文章工程も、もっとやさしくしてほしいです。相手に伝わらなければ、この計画の意味がないです。相手に伝わって理解してもらって、この計画が生きてくると思うのです。こちらが一方的に発信していたのでは、自己満足に終わると思います。なので、この基本的な考え方、施策というものが、もらって受け取った人が積読で止まってしまいます。積読では困るのです。積読ではなく通読してもらわなくてはいけないのです。ですから、文章表現も、もうちょっと一般的にしてほしいです。

それで、気が付いたことを申します。考え方は素晴らしいし、賛成です。文章表現についてです。例えば、基本理念、市長さんが元気を入れてほしいと言われたのなら、「安心して元気に」ではなくて、「元気に安心して」の方が、インパクトが強いと思います。言葉の使い方なのですけれども、違ってきます。ひっくり返してほしいです。

それから、6ページ、PDCA、私はこれを見て、詰まりました。Plan、Do、次のCとAがわからなかったです。考えてみたら、わかったのですけれども。これも、ちょっと一般的には理解されないのではないかと思います。

8ページ目の8行目、この文章は、クロスがけになっています。「高齢者の虐待の早期発見」、それから次の「問題の深刻化を未然に防止するため」、これが同列になっています。「高齢者の虐待の早期発見と問題の深刻化を未然に防止するため」という表現にした方がよいと思います。先ほど、文の構成を見ておまして、クロスがけになっておりますので、理解されるのに時間がかかると思います。よほど慣れた方でないと、ずっと読んでいけないと思います。そのたすきがけの文章というのは、避けてもらった方がよいと思います。

それから、その下の、(5)の上から3行目、ICTとあります。これは、私はわからないです。こういう言葉の使い方、これは、もう少し一般向けに全体的に見直してほしいです。以上です。

会長：ありがとうございます。すごく細かいところをよく見ていらっしゃるの、私は思いませんでした。おっしゃることはすごくよくわかります。すごくよく見ていただいているなと思います。ありがとうございます。その辺をもう一度検討いたします。確かにPDCAサイクルとかICTとかいうのは、一般的な言葉ではないので、わかりにくいと思います。おそらくこれについては、申し訳ありませんけれども、それが何かという説明文を資料に付けるということにはなると思うのですけれども、ICTを説明しろと言われても、私もあまり説明できないので、その通りだと思います。事務局、今の委員から有用なご意見をいただいたと思うのですが、いかがでしょうか。課長、お願いします。

事務局：ありがとうございます。委員が言われた、誰を相手に伝えているのか、ということについては、我に返るところもございまして、やはり、市民の方に伝えるものであると認識しております。日頃私共、いつも市の上層部から、誰のために、何のためにやっているのかということを考えて仕事をしろと言われておりますので、その辺りを意識させていただきまして、もう一度この文書の方を見直したいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

会長：よろしく願いいたします。他の意見ございませんか。

委員、お願いします。

副会長：失礼いたします。でございます。3ページ目のところの「自助・互助・共助・公助の考え方」という文があるのですけれども、この中で、右側の「共助・公助」

について、今後不足するものということで、課題という風に書いていただいていますけれども、実際の内容を見てみますと、例えば、地域まるごと相談室であったり、新たな施策であったり、こういった行動・アクションというのもこれから起こしていくという内容の計画だと思っております。その中で、「今後不足するもの」だけでいってしまうと、ちょっと内容に齟齬があるというような気がしますのと、言ってしまうと、悲しいというのはおかしいですけれども、誰かもうちちょっとうまく中身に沿った伝え方ができればよいかなと思いました。と言いつつ、では代わりに何と書いたらよいのかというのがわかっていない部分もあって、発言しようか迷っていた部分ではあるのですけれども、「今後不足するもの」と明言してしまうのはどうかと思った次第でございます。私の方からは以上でございます。

会長：ありがとうございます。「今後不足するもの」と言い切ってしまうというのは、確かに問題があると思うのですけれども、何かよい表現がありますか。事務局、何かありますか。これから何か考えますか。

事務局：ご意見ありがとうございます。確かに、言い切ってしまうというのはどうかと思います。ただ、本当に、どなたか、よい表現があれば教えていただきたいと思います。また、ご意見あればよろしく願います。我々もよい表現を考えていきますので、またご意見、思い付かれた方は、よろしく願います。今日は、これでとどめさせていただきます。

会長：他の委員の皆さん、どうでしょうか。文章のことですけれども、「今後不足するもの」というのが共助・公助のところに課題としてあります。もう少しよい表現、全否定にならない、何かよい表現がございませんでしょうか。もしこの場であれば、教えていただくとありがたいです。

それでは、委員が後ろにお見えになりましたので、委員、いかがでしょうか。何かよい表現はございますか。

委員：適切な表現が思い浮かばないです。すみません、考えます。

会長：宿題で、委員、考えていただけますか。お願いします。

委員：はい、わかりました。

会長：委員が考えていただけるそうです。まだここで、よい案がなければ、そのようにしたいと思います。他に、委員の皆様いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員：市長さんが「元気な松阪市」を公約に掲げているということなのですが、その「元気」、市長さんが言われる「元気な松阪市」の「元気」の意味は、活力とか活気があるという意味での元気なのか、我々の基本理念にする「安心して元気に地域で」という部分の元気というのは、高齢者が生き生きと、という意味での元気、でも、そうやって生きたいと思っている人でも、その元気がない、一般的な元気がない方たちもいらっしゃるわけです。そんな中で、そこに「元気」を使うのはどうなのだろうなと思いました。市長さんの言われる元気というのが、生き生きと、今人生100年の間で、高齢になってもいろいろな趣味をやり、という方もいらっしゃる、病んでいても生きていきたいという方もいらっしゃる中での使い方で、それが入ることで、では、元気でなければいけないのかな、ということにもなりかねないのかなという風な気持ちもします。何か変なことを言ってすみません。

会長：ありがとうございます。すごく大事だと思います。その前の委員のご意見とも関連があることだと思います。この「市長は」と書いてあるところは、もう消してもらおうようになっているのですが、でもここの中で決めればよいことだと私は思っておりますので、他の皆さんいかがでしょうか。

委員：今の委員の意見に対してなのですが、すごく思う所があって、やはり、「元気」という言葉は、活力という意味にもとれますけれども、やはりその人の健康という意味にもとれるので、私はこういう言葉が入っている、自分自身の中にそういうものが生まれてあるので、すごくこういう言葉が、言ってみたら、生と死という、その死の方にもやはりつないでいく、大袈裟かもしれないのですが、私はそういうところをすごく思ってしまうので、もし、これが、生き生きしたとかそういう活力の方であれば、「元気」という言葉ではなく、そういう表現に変えてもらうことも一案と思います。活力とか、生き生きした、という表現方法等、言葉は使い方があるので、私も「元気」という言葉ですと、自分が生き生きというよりも、病気の方のこともあるので、皆さん、若い方も高齢者の方も、いろいろ抱えている方は本当にたくさんおみえになると思うので、ちょっと引っ掛かるので、お願いしたいです。

会長：ありがとうございます。大切なご意見だと思います。

他の皆さんいかがですか。「元気」というのが今まで入っていなかったのですけれど

ども、これを入れるとしても、言い方もいろいろありますよね。委員、何かご意見あれば、いかがでしょうか。

委員：私は、元気というのは、元気元気と言いますけれども、いろいろな形があると思います。私達は、田舎ですけれどもいろいろなことに取り組んではいるのですけれども、前にも言いましたけれども、同じ人が同じところへ出ていきますが、出てこない人は本当に出てきませんので、その人にどこか行かないか誘うと、「あんたらはええなあ、元気で」とか言われたり、「出ておいで」というと、「ちょっとな」とか、弱いやら気持ちが悪いか言い訳をしていますけれども、言い訳が出てくるというのは、私もうまく誘うのが下手なのかなと思います。

元気については、活力があるという意味に私もとりますけれども、皆に、「寝込んだらいけないよ」「フレイルになるよ」と言いますけれども、フレイルという意味もわかっていないかもしれないですけれども、「寝込んだらいけないよ」ということは皆に言っています。

会長：なかなか難しいですね。幅も広いですね。

委員：難しいですね。空元気でもよいですね。うわべだけでも。外へ出てもらったら一番よいのですけれどね。引っ込み思案の人は、私達も何十年と顔を合わせたことがない方がたくさんいます。

会長：ありがとうございます。次は前の方で、委員お願いします。

委員：確かに、元気というのは広い表現の中だとは思いますが、それについて私も今資料を見ていまして、7ページの基本的施策の7つの施策の中で、私はこの、  
（1）予防の、健康づくりと介護予防の推進というのがすごく大事ななと思っていました。その中で、例えば（2）とか（3）を見ると、例えば（2）ですと福祉まると相談室であるとか、（3）ですとチームオレンジであるとか、という中で、  
（1）は確かに、健康づくりと介護予防というところがすごく大事なと思うのですが、例えば私達も、今自分が40歳を迎えて、元気に過ごしていきたいなと思った時に、例えばスポーツをして運動をしていくという健康づくりなのか、例えば食べ物とかをいろいろしていくとか、例えば、それをどこに相談してよいのかというのが、具体的になると、（1）を進めると、先ほど言った市長の元気の事とか、体が活動できるところに結び付くのかなと思ったので、自分としては、（1）がもう少し、何かそういった相談窓口ですとか具体的なところがあれば、すごくわかりやす

くてよいかなと思いました。

会長：ありがとうございます。委員、お願いします。

委員：元気の部分ですよね。提案2案ございます。

1つは、「自分らしく」とか、もう1つは、「生きがいを持って」とか、こんな表現はいかがでしょうか。

会長：ありがとうございます。それでは、委員、今のところどうでしょうか。

委員：今おっしゃられた、自分らしく、という言葉とかを入れるとか、そういうことを考えていくのがよいかなと思いますし、元気というのは、何も健康だけをさすのではなくて、心身の根本の部分みたいなことだと思うので、例えば、「自分らしく元気に」とか、「自分らしく」という言葉を加えると、より今の時代に沿う、合致するのではないかなと思います。

会長：ありがとうございます。この基本理念の言葉にも沿った感じではありますけれども、これについてもちょっと事務局の方でももう一度考えていただいて、「市長の」というのが出てしまったので、市長の公約をもう1回聞いていただくとよいかなと思います。他に、この件以外でもいかがでしょうか。

委員：私も言葉のことで申し訳ないのですが、8ページの(4)の上から3行目、「中核機能を備えた松阪市成年後見センター」という表現が、これで正しいのかどうか、これについては成年後見中核機関のことを言っているのだと思うのですが、「中核機能」を備えたとか、中核機関という言葉を入れるのであれば、文の後ろに入れるとか、何か読んだ時に少し違和感があります。

同じく8ページの(7)の下から2行目、「生活を送れる環境を構築します」というところは、日本語は、「送ることができる環境を構築します」だと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。先ほど事務局にも言っていただきましたが、文章の方はもう一度、見直してもらいます。そして、先ほど委員もおっしゃっていましたが、確かにちょっとクロスしているようなところもありますので、できるだけそういう風にならないように、そして、皆さんがわかりやすいような文章に、表現をしていただきたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

## ●施策・事業の展開【資料2】

会長：それでは、次の「施策・事業の展開」に入りたいと思います。資料2でございます。事務局、お願いいたします。

事務局：座って失礼します。それでは、事前資料としてお送りしました資料2「第5章施策・事業の展開」をご覧ください。

前回の、第4回策定委員会で次期計画に盛り込みたいポイントをお示しさせていただきましたが、その盛り込みたいポイントを、基本施策や実施施策に落とし込みましたものが、こちらの資料2となります。それでは、時間の都合上、主要な部分のみの説明とさせていただきます。

まず1ページをご覧ください。《予防》の「健康づくりと介護予防の推進」については、前回の計画の実施事業でありました、①生活習慣病の予防に、重症化予防を追加しまして、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指すことにしました。

次に2ページをご覧ください。介護予防教室では、前回の計画におきましては、実施事業のイ)に介護予防の推進とありましたが、こちらにフレイル予防を追加しまして、コロナ禍において活動が制限されていた各種教室や取り組みの実施を支援することになります。

3ページ目の(3)をご覧ください。「社会参加と生きがいづくりの推進」では、地域ボランティア等との連携など、地域資源を活用した多様な活動の支援をお示しさせていただきました。

少し飛びます。8ページをご覧ください。イ)の公共移送サービス事業のところです。現段階では、関係部局と協議の上、計画への記述としては、こちらにお示した通りとなりますが、今現在もいろいろ協議をしているということで、新しい情報も今回いただきましたし、今後も市役所内でも情報共有は図りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。次に⑤のイ)寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業ですが、給付の要件に関しまして見直しの検討をしていくという状況になっております。

次に9ページをご覧ください。「認知症施策の充実」では、認知症サポーターやチームオレンジが活躍できる場の充実を図ります。また、講演会等を開催し、認知症の正しい理解を広め、認知症に寄り添う事業の充実を支援します。

少し飛びます。12ページをご覧ください。権利擁護の推進につきましては、認知症高齢者の増加に伴い、ニーズが高まる成年後見制度をはじめとする権利擁護に関しまして、松阪市成年後見センターを中心として、各機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。

14ページをご覧ください。(2)高齢者の虐待防止では、虐待やそれにつながる生活困窮に関して、関係機関と連携し、本人や家族を支える仕組みづくりを進めま

す。

本日机の上に置かせていただきました、当日資料をご覧いただきたいのですが、1枚ものの資料「地域の自殺の基礎資料」になります。こちらですが、3年前のちょうど今頃の策定委員会におきましても、委員の皆様から「年間で松阪市、もしくは三重県はどれくらいの方が自殺で亡くなってみえるのですか」とご質問いただきまして、その際も資料を出ささせていただいたという経緯があるのですが、今回も資料の方をご用意させていただきました。その資料は令和元年からしか載っていないのですが、実は三重県内の自殺者数というのは、平成29年・平成30年は330人前後だったのですが、令和元年に298人に減少しました。その後コロナが流行し始めた令和2年には319人と再び増加はしましたが、令和3年以降は、多少の増減があるものの、300人前後を推移しておりまして、今年令和5年になりましてからは、8月末の数字になってくるのですが、111人ということになりまして、隣の令和4年の309人と比べても、減少が見込まれる数値となってきております。こちらを松阪市内で見ると、自殺者数が平成28年以降30人から34人を推移しておりまして、令和元年だけが26人ということで、30人を下回った年でした。しかしながら、松阪市内においても、令和5年の今年、1月から8月までの間の自殺者数が13人とどまっております、このままであれば県と同様に減少が見込まれると思われまして、また、自殺者数の男女別ですが、女性に比べ、男性の方が倍以上に高い傾向になっておりまして、特に松阪市では、昨年今年と見比べて、4から5倍の比率になっております。同居されている方が有るかどうかということになりますと、同居人が有る方が、無い方の方よりも割合が高くて、倍以上の自殺者数となっております。これを職業別で見ますと、半数以上が無職の方で、原因・動機別で見ますと、健康問題が多く、次に家庭問題、経済・生活問題となっております。こちらの原因・動機につきましては、昨年までと変わっていないという形になりました。なかなか一概に松阪市の施策で減ったということは言えないとは思いますが、コロナ禍があげた令和5年になりまして、今現在のこの数字を見ますと、昨年よりも半数以下という形になっておりますので、このまま自殺される方が少ない状況が持続することがよいなという形の数字だと思って、資料として持ってまいりました。当日資料の説明は以上になります。

元の資料2に戻っていただきまして、15ページをご覧ください。5番目の在宅医療と介護の連携につきましては、委員の方よりいただきましたご意見により、「福祉」を追加しまして、「在宅医療と介護・福祉の連携」といたしました。情報共有システムの介護サービス利用者の稼働数を増加させることにより、各分野との連携の強化を目指します。

17ページをご覧ください。6番の《住まい》のところでは、「安心して暮らせる地域づくり」では、介護を必要とする高齢者や単身の高齢者等が安心して暮らすた

めのサービスの充実に関して、表記をしております。

18 ページでは、実施施策の（２）をご覧ください。「高齢者の安全安心対策」の中で、②災害や感染症等への備えの充実におきまして、前回の３年前の計画では、福祉避難所の協定が、28 法人 53 介護事業所と提携をしておりました。その後、今現在では、32 法人 60 介護事業所と協定することができております。今後発生することが予測される大規模災害への備えについて、今後も連携体制の整備に努めます。

19 ページから 23 ページの 7 番、《介護》「介護を受けながら安心してできる暮らし」のところは、わかりやすくするために、それぞれのサービスについて説明を記載しております。

24 ページをご覧ください。実施施策の（２）介護給付の適正化のところをご覧ください。先月の策定委員会のところでもご説明させていただいたところなのですが、ケアプラン点検支援と福祉用具・住宅改修にかかる給付の適正化が一本化されて、次年度からは、「ケアプラン点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査」と１つにまとまりました。名称は変わりましたが、実施する内容は今までと変わらず、適正なサービスの提供に努めていきたいと思っております。

25 ページをご覧ください。実施施策の 3 番です。「家族介護者への支援」のところで、「本人」を追加して、「本人・家族介護者への支援」としております。３年前の計画でも、実施事業として、本人及び家族支援の充実をうたっておりましたが、今回は、実施施策に本人をもってくることで、その下にあります、５つの実施事業が、認知症の人本人とその周りの誰もが参加できる事業であることが、わかりやすくなっております。

最後に 26 ページですが、こちらも３年前の計画では、実施施策（４）「人材の育成と活用」とあったところを、「介護人材の育成と確保、介護現場の効率化」と変更しまして、人材不足の解消に向けた支援とともに、業務負担の軽減に向けた取り組みの支援を行います。

なお、全体的なことになるのですが、実施事業の欄の下に、令和５年度の実績と、令和８年度の数値を入れる欄を作りました。今の段階では、まだ５年度の見込みは流動的であるため数字が入っておりませんが、今後こちらにも数字を入れて、明確な目標をお示ししたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

会長：ありがとうございました。第５章の施策・事業の展開のところですが、資料を事前配布させていただきましたけれども、見ていただく時間があまりなかったので、申し訳ないのですが、細かい字でいっぱい書いてある内容ですので見にくいかと思っておりますけれども、事業につきましては、ご説明があったような内容になります。そ

れと、成果目標というのが最後に入ることになりまして、ここがまだちょっと今早いですけれども、何人とか何件とかが出てくるということになっております。いかがでしょうか。委員は退席されたようですので、今このフロアの方でご意見をいただきたいと思います。いろいろそれぞれの専門分野の方もお見えになりますし、そうではなく、全体的なことでもいろいろなお意見をいただいても結構ですし、どんなことでも結構ですので、どんどんご意見をいただきたいと思います。時間もございます。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、副会長、申し訳ないけれど口火を切っていただけますか。

副会長：でございます。誠に申し訳ないのですが、すべての部分を見きれていない部分があるのですけれども、前回の計画の時と比べて、おおまかな部門分けというのは、特に変わりはないですか。

事務局：変わりはないです。

副会長：ありがとうございます。そういう部分でしたら、新たに文言を作り加えていただきました、先ほどの医療・介護の部分、そこに福祉の部分を加えた、というものがあつたと思うのですけれども、そういうところで、福祉の文言を加えた以上、事業内容にそれがどの程度反映されているのか、その辺何か違いがあれば教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

会長：どうでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。15 ページのところの「医療・介護・福祉」の「福祉」を入れた部分です。ここが、成果目標のところにも挙げさせてもらっているのですけれども、情報共有ということが、今後この3つの分野で非常に重要になってくるのかと考えております。ですので、具体的施策を盛り込むとすれば、情報共有システムをうまく活用しながら、この3職種、3職種に限らずもっとたくさんの職種の方にも、こちらをご利用いただいて、いち早く皆が同じ情報を共有していく、こういうことに重きをおいていきたいと現在考えております。以上です。

副会長：ありがとうございます。

会長：他に、どうでしょうか。谷委員、いかがでしょうか。

委員：歯科医師会のと申します。お願いします。今回この第5章見せていただいて、まだデータの実績、今年度が入っておらず目標値もまだということで、ポストコロナということもあるので、5年度、4年度、3年度、定期的な経過というものが、今、人が動かれているばかりでないということもありますので、どういう形で経過してきているというのは難しいところだと思うのですが、その数値が必要でないということで令和5年度のみを出していただいているということなのか、その流れを読み解くことで、今後の目標値とか今後の施策に生かせることもあるのかなと感じましたので、その辺りを教えていただきたいと思います。

会長：わかりました。その辺、すぐは答えられないと思うので、検討させていただいて、確におっしゃるように、ポストコロナということで、このコロナ禍3年間の、いわゆる介護保険事業計画とこれからの介護保険事業計画に、コロナがないのかどうか、あるいは、その前と今と比較したこの3年間がどうなのかを検証するということは、すごく私も大事だと思っておりますので、ぜひその点は、どこかへ入れたりしたいと考えております。ありがとうございます。

事務局：3年から5年にかけての数値なのですが、実は、第3章のところはちょうど3年から5年の振り返りになります。今回はお手元には資料はないのですが、振り返ったところで、3年度はこの数値、4年度はこの数値、というのが出せる事業は出させていたきたいなと思います。逆に、ですと委員、もしお知りになりたい事業がおありになれば、また言うだけでいいと、それが冊子に載せられるかもしれませんが、ただ数値だけお伝えしますということになるかは、またこちらで把握ができるかどうかにもなってくるのですが、そのような形で、また3章の方もご覧いただけたらと思います。本日はございませんので、申し訳ありません。

会長：委員がおっしゃったのは、そのこともですけれども、その結果を、事業の展開の方にどういう風書き込むか、ということも言われたのだと思います。第3章に確かにありますけれども、それは単なる結果になりますよね。

事務局：そうですね。3章で結果を出しまして、そこから見えてくる課題というのが出てきて、それを5章に生かしていくという流れで作っていきなと思っております。

会長：わかりました。委員、それでよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：委員、お願いします。

委員：3 ページのところ、「お元気応援ポイント」というのは、何か資格というのがあるのでしょうか。例えば年齢のこととか、何人いるとか、私も今現に、自治会単位でつどいの会というのをやっているのですけれども、なかなか人集めも難しく、確かに、アンケートに、行きたくないという方が53%あるとか、あるいは何かもらえたら行きますよという人が7%とかいうことがあるものですから、できるだけ寄せるためにこういうのでポイントでももらえば、人が喜ぶのではないかと、そのようなことを考えた次第です。

もう1点ですけれども、認知症の人ですけれども、独居老人とか、あるいは夫婦2人暮らしとか、本人が、あるいは家族が、認知症ということがわかってきても、相談に行くという、更にもう一歩進んでいくということができないと思います。それよりも、周りの我々の方は、「あの人はだんだんと認知症のようになってきたから見てもらわなくてはいけないのに」と思っても、変な細工をしてもいけないし、私に「ちょっと包括さんに聞きにいったらもらえないか」という風なことを言われた人もいますのですけれども、果たしてそういうのがよいのかどうか、お役所の心外にならないかどうか、と思ったりしました。

他には、迷子の人で同じ人が3回も入ってきて、1回目はゼンリン地図で調べて家まで約1キロ送って行って、2回目はあまりに遠いので自転車で送って行って、自転車にも乗らないものですから、足も大変ですし、3回目は自動車で送っていったのですけれども、自動車で送って行くと言ったら、「いやいや息子に叱られるからいやだ」と言われたのですけれども、僕が「構わないから乗ってください」と言って連れて行ったこともあるのですけれども、こういう場合も、果たして包括さんに言ってよいのかどうか、私としては迷いました。もちろん認知症だけではなくて、一人暮らしで困っている人が、包括さんに相談に行ってくればよいのですけれども、そういう人も我々が「ちょっと見に行ってみてあげてくれませんか」というような格好で連絡するのが果たしてよいのか、直接窓口へ行くというのはちょっと失礼にあたるもので、肩書のある人が行ってもらえればというように思うのですけれども、どうでしょうか。

会長：すごく大事なポイントだと思うのですけれども、もちろん松阪市でも、それに対していろいろな対応をされていると思います。私がというよりは、委員に答えていただいた方がよいと思います。認知症初期中の連携とか、お願いします。

委員：認知症施策については、この松阪市というのは、本当に先進地です。認知症の方を支える資源には、例えば、相談窓口として、5つの地域包括支援センターがあります。ご相談を受けるだけでは何事も解決しないので、包括支援センターと一緒に動いていただける制度とか仕組みとして、例えば今先生がおっしゃった、認知症初期集中支援チームといいまして、松阪市が置いているチームがあって、そこには保健師と、精神保健福祉士という認知症について非常に知識のある専門職がおられるチームがあって、そのチームが訪問して支援をしていくわけですが、その支援の内容について、例えば精神科のお医者さんであったり、歯科医の先生方が、その支援について評価をしたり助言をしたりというものがあります。それ以外にも、物忘れ相談会というのが月に1回、主に「はるる」で開かれているものがあって、本人が行ければ本人に来ていただくし、本人が行けなければご家族が行ってご相談するというような会もあります。認知症に関しては2つの大きな精神科病院があって、そこにはさらに専門職の方もいらっしゃるし、あとは総合病院ですとか、それ以外にも、かかりつけの先生でも物忘れ外来みたいなものをされているクリニック等もありますので、そこにつないでいくという私達包括支援センターの役割があります。なので、ぜひご相談をしていただきたいです。相談をいただいても、そのまま、「あなたに物忘れがあるという相談が耳に入ったので来ました」ということはしません。その方の尊厳を傷つけないように、またご本人やご家族がいらっしゃる方はご家族とご相談をしながら、「こういう相談がありました」ということではなくて、「この近くを通りかかったので、お寄りしました」といった、いろいろな方法を使って支援をさせていただいていますので、どうぞ躊躇なくご相談をいただきたいと思います。

委員：本人あるいは家族が直接行けばよいのですけれども、なかなかもう一歩というのが進まないです。それよりも、近所の方が、あの人おかしいなという方が早いかなと。早いというのはおかしいですけれども、連絡がしやすいし、しかし、果たしてそういうのはよいのかなというような気になったりもします。

委員：やはり一番大事なのは、本人の利益になるかどうか、になると思います。ぜひご相談を。ご本人やご家族でなくても結構です、地域の方でも民生委員さんでも自治会長さんでも結構ですので、いただければ、ちゃんと動きますので、ぜひご相談ください。

会長：委員、よろしいですか。

委員：はい。

事務局：1つ目に、お元気応援ポイント事業のことでご質問いただきましたので、その回答をさせていただきます。団体を作っていただきますのは、まずは65歳以上の方で構成をしていただきたいのですが、4人以上でグループを作っていただきたいです。

委員：今、地区で、世話人6人で私が責任者として、自治会の人、65歳以下でも、フリーで来てください、でもほとんど65歳以上なのですけど、それが年2〜3回ぐらい開催しているのですけれども。

事務局：65歳以上の方がいらっしゃるので、グループとしては可能なのですけれども、月に1回以上活動していただくということが要件になってきますので、団体を細かく分けていただいても構いませんので、4人以上で作っていただいて、月1回体を動かす事とか、脳トレでもかまいませんので、そういう活動をしていただきましたら、お元気応援ポイントの団体さんとして登録していただくことは可能ですので、ご検討ください。よろしく申し上げます。

会長：よろしいでしょうか。

他の委員の皆さんいかがでしょうか。委員、お願いします。

委員：18ページなののですけれども、福祉避難所についてです。いろいろなところに行きましたが、ちょっと体育館でみるできないような人を、福祉避難所があるのだっただらということ、結構全部流してしまうという話が、いろいろなところから出てきます。福祉避難所というと、イコール高齢者とか、介護が必要な人すべてを、という感じでとらえがちなので、それですと福祉避難所の許容範囲をはるかに超えてしまうと思います。

松阪市の避難所運営マニュアルの基本モデルには、福祉避難所というのがどういう方が対象なのか、介護認定が要介護何々とか、いろいろ状態によって、こういう方は病院で、またはこういう方は避難先の別室で、など、一応目安になる基準が書いてあります。この福祉計画は市民の方がご覧になるということですが、せっかく福祉避難所という言葉がここにありますので、その件に関して、フレイルについてもよくわかる説明をつけていただいたように、福祉避難所というのはどういう方が対象なのかの記述を明記していただけると、よりわかりやすく、誤解も多少は無くなるのかなと思いますので、お願いします。

会長：ありがとうございました。事務局、よろしいですか。

事務局：わかりました。

会長：では、よろしく願いいたします。次に委員、お願いします。

委員：資料2の1ページ、ロコモティブシンドロームと書いてあるのですけれども、わざわざロコモティブシンドロームと書かなくても、運動機能の衰退という表現で書いてもらった方が、一般受けすると思います。

次の2ページの①に事業内容についてですが、会長もおっしゃられたのですけれども、ポストコロナについてですが、果たしてこの資料が出る時に、コロナがおさまっているかどうか、コロナは世代交代が早いので、人間のできている抗体が対応できないということが間違いなく出てくると思います。そうすると、ポストコロナという表現がよいのかどうか、思い切って、ポストコロナを無くしても問題ないのではないかと思います。③高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業についてですが、課題を持つ個人へのアプローチの後ろに、わざわざカタカナで、括弧書きでハイリスクアプローチと書いてあるのですけれども、この括弧書きは、要らないのではないかと思います。まだあるのですが、こうしたものを1回見直していただけるよう、お願いしたいと思います。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：1点は質問なのですけれども、8ページの⑤イ)寝たきりの高齢者の紙オムツ給付事業のところに、「今後は段階的に給付対象者の要件の見直しも検討していきます」ということが記録されているのですけれども、実際にこの対象を見直していかなければならないということは、何かの課題があるから見直していくことだと思うのですけれども、どういう問題があるからこそ、こういう見直しの検討に至っているのかというところは、お聞かせいただきたいです。

14ページですが、高齢者の虐待防止の下の成果目標のところになりますが、「虐待防止ネットワーク会議及び実務者会議実施回数」が成果として何回実施されたかということを目標には挙げられているかと思うのですけれども、実際、虐待防止の会議なので、回数が多いと、逆に虐待のケースが多いということにつながっていくのか、どういう風にこの成果目標の数値をとらえていけばこの成果が出ているという評価ができる指標になるのかなということが、私個人の頭の中では判断できないので、そこの指標の持ち方というところを教えてくださいたいです。

す。

会長：ありがとうございます。今の2点目の成果目標というのが難しいです。いろいろな会議で、県の会議でも出すのですけれども、本当にこれが成果になるのかどうか、目標数値というのをあげる時に、会議とかの方が回数ですからあげやすいのですけれども、ではそれが増えていけば、実際成果が出たと言えるのかどうか、あるいはそれは、虐待が減ったと言えるのかどうか、そういう、今、委員がおっしゃったことは、これだけではなくて、他の成果目標にもわかりにくいところがあるので、事務局いかがでしょうか。

事務局：まず1点目の、8ページの紙オムツの「今後は、段階的に給付対象者の要件の見直しも検討していきます」という内容についてです。やはり高齢者の人口も増えてまいりますし、要介護認定を受けられる高齢者の方も増えてきます。そうすると、紙オムツが必要な方が増えてきて、費用的なことを申しますと、事業費がかなり上がってまいります。支えていくためには、もちろん今松阪市においては要介護1から5までの方を給付の対象としております。要介護1、2の方には、一定の条件をつけて給付対象としているのですけれども、今後この事業を継続していくためには、もう少し見直しさせていただくことが必要と考えております。対象者が増えていくのを支えていけるだけの財源を確保するということもありまして、このような表現をさせていただいております。すぐにとということではないのですけれども、段階の見直しが必要だと課題として考えておりますので、このような表現とさせていただきます。

2点目の、虐待ネットワークの実務者会議の実施回数が目標なのかというところ。会長のおっしゃる通りです。指標としてあげやすいので、会議の回数をあげております。実務者会議というのは、2か月に1度、地域包括支援センターの社会福祉士さんと市の高齢者支援課の職員とで実務者会議を開きまして、今起こっている虐待についての検討を行っております。緊急な会議が必要な場合は、高齢者支援課の中の職員だけで会議を開くこともありますので、実務者会議以外の会議もしております。回数が多いと虐待が多いのかということですが、実務者会議については定例の開催ですので、これは虐待の多い少ないとは直結はしない数字となっております。以上を回答とさせていただきます。

会長：ありがとうございます。なかなか両方とも苦しいところもあるようではございますけれども、紙オムツについて、今は要介護1から2は一定の条件をつけて給付対象ということではございますけれども、それを要介護3までにするとかいう案もあるのですよね、事務局がうなずいてみえるから、そういうことかなと思います。予算をつけてほしい

なとも思いますけれども、ありがとうございます。他にご意見はないですか。

よろしいでしょうか。では、ないようですので、時間はまだもう少しありますけれども、そろそろ、少し早いですけれどもよいと思いますので、このアンケートについてはこれくらいにさせていただこうと思います。

#### 4. その他

会長：それでは、次回の委員会の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局：あらかじめお送りしました資料3「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会の今後の開催予定」をご覧ください。第6回策定委員会につきましては、11月21日火曜日に開催いたします。時間は午後1時30分からとなります。会場は、本日より同じでこちらの会場となります。次回の第6回策定委員会では、本日ご審議いただきました、松阪市第10次高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の施策・事業の展開の修正、被保険者数及び認定者数の推計、事業量の見込みについてお示しをさせていただきまして、委員の皆さまからのご意見をいただきたいと考えております。

なお、第7回策定委員会は、12月15日金曜日で変わりありません。お時間、場所につきましても、今回、次回と同様となります。最後の第8回の策定委員会につきましては、来年の1月に予定をしております。その後に、会長、副会長の3名の方につきましては、松阪市長への答申をおこなっていただくのですが、その関係上、策定委員会も答申の1週間位前にはおこないたいと思っておりますので、ご多忙の中申し訳ありませんが、最後までよろしく願いいたします。事務局からは以上となります。

会長：ありがとうございます。ご存じのように、今、国の方では、診療報酬、介護報酬の改定をやっておりまして、これの結論が、おそらく年末か年明けかわかりませんが、そのあたりまで続いていきます。ですので、早めにこれが出て、答申が無事に予定通り着地できるように願っているのですが、今事務局は言われませんでした。場合によっては、答申がずれるのか、あるいはもう1回この策定委員会をやらなければならないかもしれません。実はそういうことが私の経験上前にあったものですから、そういうことも、心の中にお留めいただけたらなと思います。よろしく願いしたいと思います。

それでは、第5回松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(閉会)